

<b>交渉情報</b>	<b>NO.92</b>	かんぽ生命保険エリア本部
JP労組 信越地方本部	2023年2月22日	添付資料:4枚

## 2023年度三六協定締結（かんぽ生命）について

かんぽ生命保険エリア本部は、本日（2月22日）「2023年度三六協定締結について」地方本部に説明してきました。

標記の扱いは中央総合情報第146号（2022.2.20）の通り、周知されているものです。三六協定は、これまでどおり、時間外労働の罰則付き上限規制をふまえ、今年度においてもその対応状況や想定される繁忙要素等を考慮した締結とし、労基法三六条の趣旨を踏まえ、労働者の健康確保が重要であるとの認識のもと、事業場・部署によっては過度な時間外労働となっている状況から、慢性的な要員不足を解消していくことが重要であり、また、働きやすい環境を整備し、仕事と生活の両立をはかり、生産性を向上させなければなりません。なお、締結にあたっては時間外労働の縮減に向けた業務の見直しや職場における必要な労働力の配置状況等についても意思疎通をはかるとしてまいります。

### 1. 会社との対応状況

#### （1）地本は 目安時間数の設定背景について求めました。

エリア本部は、「社員の能動的な活動環境をより良くする」ために、2023年度は、「かんぽサービス部における柔軟なお客さま対応できる協定内容」「エリア本部及び支店におけるかんぽサービス部を支援できる協定内容」となるように変更する。また、かんぽサービス部において、三六協定では「業務用携帯電話を1分でも使用した場合は1日」とみなされているため、持ち帰ることに支障が生じ、柔軟なお客さま対応ができないとの声が挙がっていることから、かんぽサービス部において、①コンサルタントがお客さまのご要望にお応えできるよう、非番日及び週休日に業務用携帯電話を柔軟に使用できるよう「1日から4日」に変更します。ただし、出勤等による出勤可能日数は、これまで同様の「1箇月2日（2箇月運用2日）」とします。なお、業務用携帯電話の使用に伴う、使用可能時間数は1箇月の合計4時間（1日平均1時間）までとします。②エリア本部及び支店において、かんぽサービス部の非番日及び休日労働の出勤可能日数と同日数とします。

また、携帯用携帯電話の使用状況の把握については、2022年12月改正の「携帯電話の利用の手引き」（別紙3）に基づき、管理者が責任を持って行うほか、「業務用携帯電話拠点外持ち出しチェックリスト」（別紙4）を用いて、適切に管理す

るとしています。

詳細については別紙1を参照。

- (2) 地本は、今回の36協定締結にあたり別紙1に示されている「かんぽ生命の考え方」や「不適切な営業指導の根絶に向けた取組」等について、現場管理者へ丁寧に行うよう求めました。

エリア本部は3月の新体制の会議等を活用して、かんぽサービス部長へ三六協定の趣旨等について丁寧に説明するとしています。

- (3) 地本は、エリア本部や支店社員において超勤時間が多いことから、その理由と縮減策について求めました。

エリア本部は超勤時間が多い社員の理由については、100km未満の場合は移動時間が勤務時間に含まれることが主な要因であることから、支店ごとの傾向を把握し、弾力運用するなど、総労働時間の縮減に向け取り組むとしています。

- (4) 地本は、エリア本部及び支店において、かんぽサービス部の非番日及び休日労働の出勤可能日数と同日数とする理由および運用について求めました。

エリア本部は、かんぽサービス部の再編に伴い、運用について一本化をする。また、運用時間数が増えたことを理由に強要することのないよう、引き続き、時間外労働の縮減に取り組むこととしています。

- (5) 地本は、会社との対応を踏まえ、2022年度の状況を勘案しつつ、管理者マネジメントのより一層の高度化を図るとともに、適切な勤務時間管理の徹底を行っていくことで整理しました。

## 2. 労使対応（支部交渉）について

- (1) 三六協定の締結に当たっては、支部窓口で具体的な締結時間等の協議を進める前に、時間外労働の縮減等について、労使が改めて共通認識を図った上で協議を行う。なお、協議に当たっては、時間外労働の縮減に向けた業務の見直しや必要な労働力の配置状況等の必要な意思疎通を行うこととします。

- (2) 交渉の際には、日本郵便と同席の上、両社の交渉を行うことを可とします。その場合、支部窓口において事前に協議の上、交渉の場を決定すること。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策の取組に沿って対応し、交渉委員全員の出席にこだわることなく、できるだけ出席委員の人数を絞る等により、ソーシャルディスタンスをしっかりと確保するよう努めた上で開催することとします。

- (3) 交渉の場が長時間に及ぶことのないよう、事前に必要事項を支部窓口で十分整理しておく等、効率的な交渉となるよう対応することとします。

- (4) スケジュールは以下の通りとなりますので、支部労使間で調整し、対応をはかるよう要請します。

支部窓口交渉および三六協定締結…3月14日（月）～25日（金）

### 3.その他

社員周知については、業務用携帯電話の時間外使用に関する協定内容に変更があることから、別紙2を用いて管理者から丁寧に社員周知を行うこととします。